

令和3年度 事業計画

I. 実施方針

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発出され、海外からの観光客が激減するなど、経済に大きな影響を与えた。畜産の分野においても、外食を中心に海外への輸出など、需要の落ち込みが見られ、牛肉をはじめ畜産物の価格は大幅に低下した。このような状況の中、国は収益性の悪化した畜産経営などに対する支援策を素早く講じた。本会においても、新たに肥育生産支援事業に取り組み、コロナ禍で影響を受けた肉用牛経営の安定に資した。

畜産の生産基盤についてみると、乳用牛の飼養頭数は3年連続で増加し、肉用牛の子取り用雌牛も各般の生産基盤強化対策の実施により、平成28年から増加傾向で推移しており、生産基盤に回復の兆しが見えている。

一方、飼料用穀物の価格は、昨年末から上昇基調にあり、年明け以降も逼迫感が続いている。予想以上に少ない米国の在庫、中国の旺盛な買い付け、一部の輸出国による輸出規制の動きなどが相場を押し上げ、小麦、とうもろこし、大豆の国際相場が値上がりしている。

このような状況の下、2019年の畜産物の輸出実績は532億円となり、牛肉では目標としていた輸出額250億円を大幅に超過し、297億円に達した。2020年においても、コロナ禍にもかかわらず、畜産物全体で593億円、牛肉は289億円の輸出を記録した。

家畜衛生の分野に目を移すと、豚熱についてはワクチン接種により、小康状態を保っているが、野生イノシシでの感染は拡大の一途を辿っており、本州の北と西へ広がり続けている。また、中国や朝鮮半島では、アフリカ豚熱の発生地域拡大が続いており、我が国へのアフリカ豚熱の侵入脅威が一段と高まっている。このため、畜産物の輸入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要がある。さらに、昨年11月に1例目が確認された高病原性鳥インフルエンザについては、過去最大の発生件数となっており、早期の終息のため一層の力を注ぐ必要がある。

このような悪性伝染病の侵入から農場を守るためには、改正された飼養衛生管理基準の遵守の徹底はもとより、農場HACCPのさらなる推進に取り組むことが重要である。

今年の3月11日で東日本大震災発生から10年を経過した。しかし、東京電力福島第1発電所の事故の影響をはじめ、畜産の復興は十分とは言

い切れない。また、熊本地震や北海道胆振東部地震、一昨年10月の台風15号、19号による影響は未だ尾を引いており、これら地域の畜産経営の復興が急がれている。

国際関係については、TPP11協定、日・EUのEPA（経済連携協定）、日米貿易協定の発効に続き、本年1月1日に日英包括的経済連携協定（日英EPA）が発効し、2月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の承認案が国会で審議されており、国際貿易協定は出揃った感がある。

政府は政策を改めて体系的に整理し、これらの協定の効果を最大限に生かすために、「総合的なTPP等関連政策大綱」を2020年12月に改訂し、2030年に5兆円の農産物輸出を目標に、和牛・乳用牛の増頭・増産、中小規模・家族経営を中心として畜産クラスター事業の要件緩和等の対策を新たに講じることとした。

昨年3月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」が新たに策定され、今後のわが国畜産の展開方向が示された。さらに、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」及び「改正家畜改良増殖法」が施行され、わが国の貴重な財産である和牛遺伝資源が守られる体制が確立する運びとなった。新しい方針と体制の下、畜産生産基盤の充実と畜産経営の発展に向けた、着実な取り組みが求められている。

中央畜産会としても、地域の畜産生産の担い手の太宗を占める家族経営の振興に十分配慮し、国際貿易協定発効に伴う畜産関係者の不安・懸念の払しょくに努める。そして、畜産クラスター事業をはじめ、畜産ICT事業・楽酪GO事業など各種事業を適切に執行し、畜産の生産性向上、現場の労働負担の軽減を引き続き支援していく。さらに、畜産経営の体質強化と生産性向上、牛肉をはじめとした畜産物の輸出振興などにより、畜産生産基盤の強化と畜産経営の収益力向上に取り組んでいく。

また、近年大幅に増加した予算と事業のなか、必要な人材の確保と業務の合理化に努めつつ、地方会員、中央会員及び賛助会員をはじめとする関係団体とも協力しながら、畜産関係者の負託に応えるべく、畜産の振興と発展に寄与することを目的に円滑な事業の推進に努めていく。

Ⅱ. 公益目的事業

[1] 事業概要

本会は、国民の食生活に必要な国産の畜産物を安定的に生産・供給する体制を維持・発展させ、消費者の安全で安心な食生活の安定に資することを目的に各種事業を実施する。

その目的を達成する手段として、本会では、次の4種類の事業を実施する。

- ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業
- イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業
- ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業
- エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

[2] 事業計画

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与並びに地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要である。このような指導者を養成するため、各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者に対して「総括畜産コンサルタント」の資格を付与するための試験を実施する。
- ③ 都道府県段階の畜産経営支援活動をサポートするため、畜産に関する各分野の専門家を構成員とする畜産コンサルト団を設置する。
- ④ 畜産経営支援方針等の検討及び全国説明会を開催する。
- ⑤ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について経営発表会を開催し、併せて表彰を行う。
- ⑥ 畜産生産者を中心とする組織作りの推進を行う。
- ⑦ 畜産経営者からの相談に応じるため、相談窓口の設置を地方会員に委託して実施する。
- ⑧ 畜産関係の電算処理業務及び畜産関係情報の提供等を実施する。
- ⑨ 畜産の担い手を教育する農業高等学校及び農業大学校教職員等に対

象に農場 HACCP 指導員資格取得研修会等の開催及び受講経費の補助を行い、畜産教育の支援を行う

2 畜産環境保全活動の支援

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設の長寿命化等を支援するため、畜産現場における家畜排せつ物の排水処理に係る実態を把握し、暫定基準見直しに当たっての資料データを作成する。また、実態調査に関する報告書を作成し、関係機関等へ情報提供を行う。

3 食品廃棄物の活用支援

エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

畜産経営支援協議会及び日本畜産物輸出促進協議会が実施する次の畜産振興対策事業について、その活動を支援する。

(1) 家畜疾病・自然災害発生時緊急支援（畜産経営支援協議会事業）

口蹄疫等の家畜伝染性疾病、台風や地震等の大規模自然災害が発生した際の初動対応に必要な緊急用機材・資材の備蓄・運搬を支援し、家畜伝染性疾病の拡大防止及び災害からの復興支援を速やかに行い、家畜衛生環境の改善を図り、畜産経営の向上に資する。

(2) 国産畜産物輸出の取組み等支援（日本畜産物輸出促進協議会事業）

- ① 日本産畜産物の輸出促進を図るため、輸出増が期待される TPP11 参加国や EU 等の国・地域において、展示会への参加、商談会の開催参加、海外バイヤー等の国内招へい、和牛の個体識別情報等の PR 活動や販売促進活動を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により影響を受けている日本産農林水産物・食品の新たな販路開拓等を図るため、アジア及び米国等において、日本産和牛フェア等を開催し、日本産和牛肉の品質の高さや魅力等の PR 活動等を行う。
- ③ 食肉の生産・流通の多角化のため、輸出先国におけるスライス肉等、従来の部分肉以外の製品の需要、嗜好調査、パイロット輸出、試食会の開催等を行う。
- ④ 輸出先国・地域やマーケットが求める日本産畜産物を供給するため、畜産物輸出コンソーシアムが実施する畜産物の流通・品質保持等に係

る試験・実証等を支援する。

5 牛肉輸出の取り組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承認や海外での商標登録の申請事務等を行う。

6 畜産経営・担い手支援

- ① 畜産に関わる仕事の紹介ガイドブック等を作成して、農業高校生や大学生など次代の畜産を支える人材に情報提供し、畜産に関わることのやりがいや魅力を伝えることにより担い手の確保に繋げる。
- ② 畜産経営の収益性を高め、かつ女性をはじめ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、全国各地に留まる優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、わかりやすく質の高い映像情報として作成・編集し、BSグリーンチャンネル放送やインターネット等を活用し情報提供を行い、持続的な畜産経営の育成及び消費者に対する畜産への理解醸成を図る。
- ③ 農業高校や農業大学校を対象に肉用牛の飼養技術を学ぶための研修、校外研修や地域共進会の視察研修等を実施するとともに、研修用資料を配布して肉用牛に関わる仕事への理解促進を図り、将来の肉用牛産業の担い手確保に繋げる。また、中核的担い手の育成に向けた経営管理や生産技術に関する研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う枝肉価格・需要の変動により、厳しい環境に置かれている肉用牛肥育経営体等に対して、肥育生産の改善計画を作成し、所得や営業利益を改善することを目的に経営体質強化の取組を行った場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付する。
- ⑤ IT（情報技術）や AI（人工知能）技術を活用した畜産のデジタルトランスフォーメーション（畜産 DX）の技術導入による労働負担軽減や所得向上に与える効果を調査し、導入効果を評価することにより、家族経営における畜産 DX の推進と魅力ある家族経営の育成を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要とするが資金を借り受

ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金の借受希望者や既に借り受けている農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を日本政策金融公庫の委託により、各県の地方会員の関係機関と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

- ① 本会や地方会員が保有する畜産経営についての評価分析や改善支援スキル等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートの在り方等についての理解醸成を図る。
- ② 畜産経営の維持・発展を図るために必要となる資金について、畜産動産担保融資（畜産 ABL）を利用できる環境整備を一層推進するため、普及に向けた課題解決のための検討、畜産 ABL 活用の実態調査及び事例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を実施する。

3 借受資金償還等の支援

- ① 畜産特別資金を融通した融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金及び家畜飼料特別支援資金を融通した融資機関に対する利子補給等を行う。
- ② 畜産経営体質強化支援資金の貸付を行った融資機関に対する利子補給、及び乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入等のための資金の借入に係る債務を農業信用基金協会が保証した場合の保証料免除に対する助成を行う。

4 伝染病発生時の復興支援

- ① 口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、生産者等に対し本事業の普及、啓発活動等を地方会員と連携して推進する。生産者と本会との契約締結や生産者積立金の納付等の事務手続きは、地方会員に委託して実施し、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。
- ② 本事業に加入している農家に家畜伝染病が発生した場合には、家畜防疫互助基金と農畜産業振興機構からの補助金を2分の1ずつ拠出した互助金を交付し、発生農家の経営再開を支援する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

改定された「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの

削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、畜産環境対策の推進等、地域一体となつて行う取組を支援するため、基金を造成し実施する（（１）、（２）及び（３）の事業）。

なお、令和３年度要望に当たっては、記述方式から選択方式への変更及び電子媒体を活用した参加申請等により、手続きの迅速化を図ることとしている。

また、平成２８年１１月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を進める一環として、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件下にある酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組を実施する（（４）及び（５）の事業）。

（１）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援（施設整備事業）
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援（機械導入事業）
- ③ 収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等の支援（調査・実証・推進事業）
- ④ 畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組の支援（調査・実証・推進事業）
- ⑤ 後継者不在経営体の経営資源等を円滑に継承するため、権利調整等の取組の支援（畜産経営基盤継承支援事業）

（２）生産基盤拡大加速化事業（畜産クラスター事業）

- ① 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））
- ② 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））

（３）畜産・酪農生産力強化対策事業（畜産クラスター事業）

- ① 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継

雌牛の確保等の取組を支援（酪農経営改善対策事業）

- ② 肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組を支援（繁殖性等向上対策事業）
- ③ 種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造に必要な機器の導入等の取組を支援（養豚競争力強化対策事業）
- ④ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組を支援（家畜生産性向上対策事業）

（４）畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべきICT関連機械等の選定を行う取組を支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械等の導入を支援する。

（５）酪農労働省力化推進施設等緊急整備推進事業

酪農労働における働き方改革の実現の一層の加速化を図るため、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備、複数の酪農家がまとめて搾乳作業等を省力的に実施するための集合搾乳施設の整備、後継牛預託育成体制の整備等を支援する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

- ① 家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実にかつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における重要な家畜疾病を対象とした防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性を確保する上で重要なツールである農場 HACCP 認証に必要な審査員の養成、力量向上、認証取得の導入促進となる推進農場の構築手順の提供等を総合的に実施する。
- ② 我が国における豚熱の発生、アジア地域で感染拡大が続いているアフリカ豚熱の侵入リスク、また、続発している高病原性鳥インフルエンザの発生の中で、新たな「飼養衛生管理基準」に基づく適正な家畜の

飼養及び衛生管理の遵守、徹底が強く求められている。このため、畜種別の飼養衛生管理基準の普及啓発資料を作成・配布し、周知徹底することで、家畜伝染病侵入防止体制の強化・推進を図る。

- ③ 生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。
- ④ 農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを行っている農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。また、農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ⑤ JGAP（家畜・畜産物）認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ⑥ 我が国における豚熱の発生、アジア地域で感染拡大が続いているアフリカ豚熱などの悪性伝染病の流行を踏まえ、養豚農場における衛生管理を徹底し、生産性を著しく阻害する疾病（PED、PRRS、オーエスキー病等）の発生・まん延を低減、防止するため、国内豚主要生産地域の農場を含む自衛防疫組織による疾病発生の低減対策の計画立案を行うとともに、計画実施農場の自衛防疫組織に対して防疫対策などに係る経費の助成を行い、疾病発生の低減・防止を図る。
- ⑦ 豚熱の緊急接種に対応するため、豚熱生ワクチンの購入（40 万ドーズ）を行い、合計 80 万ドーズの備蓄・保管等を行う。
- ⑧ 日本版畜産 GAP の普及・推進体制の強化を図るため、畜産 GAP の審査員の養成研修、GAP 取組の支援等を行う。
- ⑨ 野生イノシシを介した豚熱のまん延防止を図るため、全国協議会が行う経口ワクチンの導入・保管等の取組支援、都府県協議会が行う経口ワクチンの散布地点の選定・散布・回収の実証に必要な取組、ドローンや給餌器（ベイトステーション）等を活用した散布方法の省力化を図る取組等を支援する。

2 馬の伝染病対策の支援

- ① 競走馬以外の馬飼養衛生管理環境の整備を図るため、馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る普及啓発資料の作成及び地域における馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。
- ② 地域における馬の自衛防疫活動の強化を図り、乗用馬、農用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンの予防接種を、繁殖牝馬を対象に馬

鼻肺炎ワクチンの予防接種を実施する。また、馬の生産地の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス及び馬インフルエンザワクチンを接種するとともに、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチンに関する普及啓発等の資料を作成・配布する。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

(1) 臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫やアフリカ豚熱等の特定疾病及びその他の感染症に対する防疫体制を強化するため、産業動物新規獣医師及び中堅獣医師を対象に講習会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する普及資料を作成し、関係機関に配布する。

(2) 獣医師養成確保修学資金給付事業

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学への地域枠入学者・獣医学生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として給付する。

4 家畜衛生対策の支援（家畜衛生対策推進協議会事業）

家畜衛生対策推進協議会が実施する次の家畜衛生対策事業について、活動を支援する。

(1) 獣医学生に対する技術支援

獣医学を専攻する学生を対象に、関係大学・機関等の協力を得て、臨床実習・行政体験などの研修会を開催するとともに、獣医系大学において産業動物診療への理解醸成等の普及・周知のための講習会を開催し、産業動物分野における獣医師の育成・確保を図る。

(2) 野生動物からの被害低減対策

野生獣による家畜への伝染病の伝播拡散や人獣共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、家畜衛生関係者等を中心とした畜産分野での情報発信体制を地域に構築・整備・推進するとともに、イノシシ、シカ等の野生獣に係る衛生実態の調査を実施し、衛生管理状況等の情報の普及推進を図る。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

飼料として活用が進んでいない食品産業残さや農場残さ等の資源の活用を図るため、各地域に存在する未利用資源の種類やこれらの資源を飼料として活用するための課題を調査するとともに、未利用資源を活用している事例を普及するためのセミナーを開催する。

2 畜産経営の調査

畜産業を成長産業化していくため、市街地から離れて建設される畜舎等の利用実態等に応じた安全基準、安全基準の執行体制等、畜舎等の建築基準の新しいあり方等についての検討を行う。

3 畜産情報の提供

日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取り組み等を実施する。

- ① 月刊誌「畜産コンサルタント」や書籍・専門書の出版
- ② インターネット網（畜産情報ネットワーク）を通じた情報の提供や畜産特別資金利子補給等に係る電算処理等
- ③ 全国優良畜産経営管理技術発表会の発表事例等の優良な経営・生産技術についての情報提供等

Ⅲ. その他の事業（相互扶助等）

[1] 事業概要

会員や関係団体と連携して畜産振興を図ることを目的に各種事業を実施する。

[2] 事業計画

1 軽種馬経営等の支援

- ① 軽種馬生産経営を対象に既往負債の借換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。
- ② 軽種馬生産地域の農協等の営農指導員が軽種馬経営改善指導を行うためのスキルアップ研修等を実施する。また、軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査を実施する。
- ③ 重種馬の生産基盤強化の取組が必要となることから、全国の重種馬生産農家を対象に生産状況や今後の意向を把握するため生産実態調査を実施する。

2 畜産振興の推進

- ① 本会及び地方会員等の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付等の福利厚生及び地方会員の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。
- ② 地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

3 衛生対策の連携

- ① 競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底等を図る。
- ② 農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

- ① 施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。
- ② 国際養鶏養豚総合展 2022 開催に向けた企画、情報分析及び幹事会の開催等の委託事務を実施する。

5 馬事畜産振興推進活動（馬事畜産振興協議会）

- ① 地方競馬の開催に合わせ畜産物の実証展示及び配布等、馬事畜産振興協議会が実施する地方競馬及び畜産の振興並びに畜産物の消費拡大を図る事業を支援する。
- ② 全国の家畜に係わる伝統行事への支援を行う。
- ③ 地方競馬ダートグレード競走等の優勝馬主及び上位騎手に対して地域畜産物を贈呈する。
- ④ 金沢競馬場及び門別競馬場で開催される J B C 2021 において、地方競馬の普及及び畜産物の消費拡大を図るためのイベントを開催する。

6 畜産関連先端設備の導入支援

経済産業省中小企業庁が進める「先端設備」等を導入する際に受けられる税制措置（法人税、所得税及び固定資産税の軽減措置）に係る証明書の発行業務を行う。

IV. 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

- ① 会員相互の連絡調整を緊密にするとともに、地方会員が開催するブロック協議会等の会議に本会役職員を派遣し、会員相互における情報交換及び意思疎通を図る。
- ② 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、地方会員に優秀な指導者が必要であることから、地方会員職員に対する指導者養成を行う。
- ③ 地方会員及び中央会員の管理者が円滑な組織運営を行うことができるよう各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ④ 日本の畜産業の安定した振興を図るため、TPP11、日米貿易協定、日 EU・EPA、日英 EPA 等の発効後の情勢変化と総合的な TPP 等関連対策のフォローアップに的確に対応するため、引き続き畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。
- ⑤ 農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講幹旋を行う。
- ⑥ 全国各地で開催される共進会等催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与する。

2 組織強化

- ① 畜産女性ネットワークを始めとした県域での生産者の組織化・強化に取り組む。
- ② 施設・機械部会員に対して、畜産施設・機械等に関する情報の提供等を実施する。
- ③ 業務効率化を図るため、業務に応じたシステム化、データベース化、情報セキュリティ対策等を実施する。
- ④ 職員のスキルアップを図るため、必要に応じて研修等を受講させる。
- ⑤ コロナ禍においても積極的な業務の推進を行う。
- ⑥ 事業量の増減等に柔軟に対応する組織人員体制の整備を図るとともに、効率的な事業推進の運営に努めることとする。